

# 令和6年度 第2回淡路島地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年1月29日（水）14:00～

場所：洲本市経済交流センター（洲本商工会議所）2階  
多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

（1）淡路島地域公共交通計画の変更について 協議1

（2）淡路島地域公共交通計画 令和6年度及び令和7年度事業について 協議2

4. その他

## 【配付資料】

P. 2 協議会名簿

P. 3 配席図

P. 4～7 協議会規約

P. 8～10 協議1：淡路島地域公共交通計画変更案

P. 11～16 協議2：淡路島地域公共交通計画目標達成に向けた施策評価

（参考資料）淡路島地域公共交通計画（概要版）

## 令和6年度淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

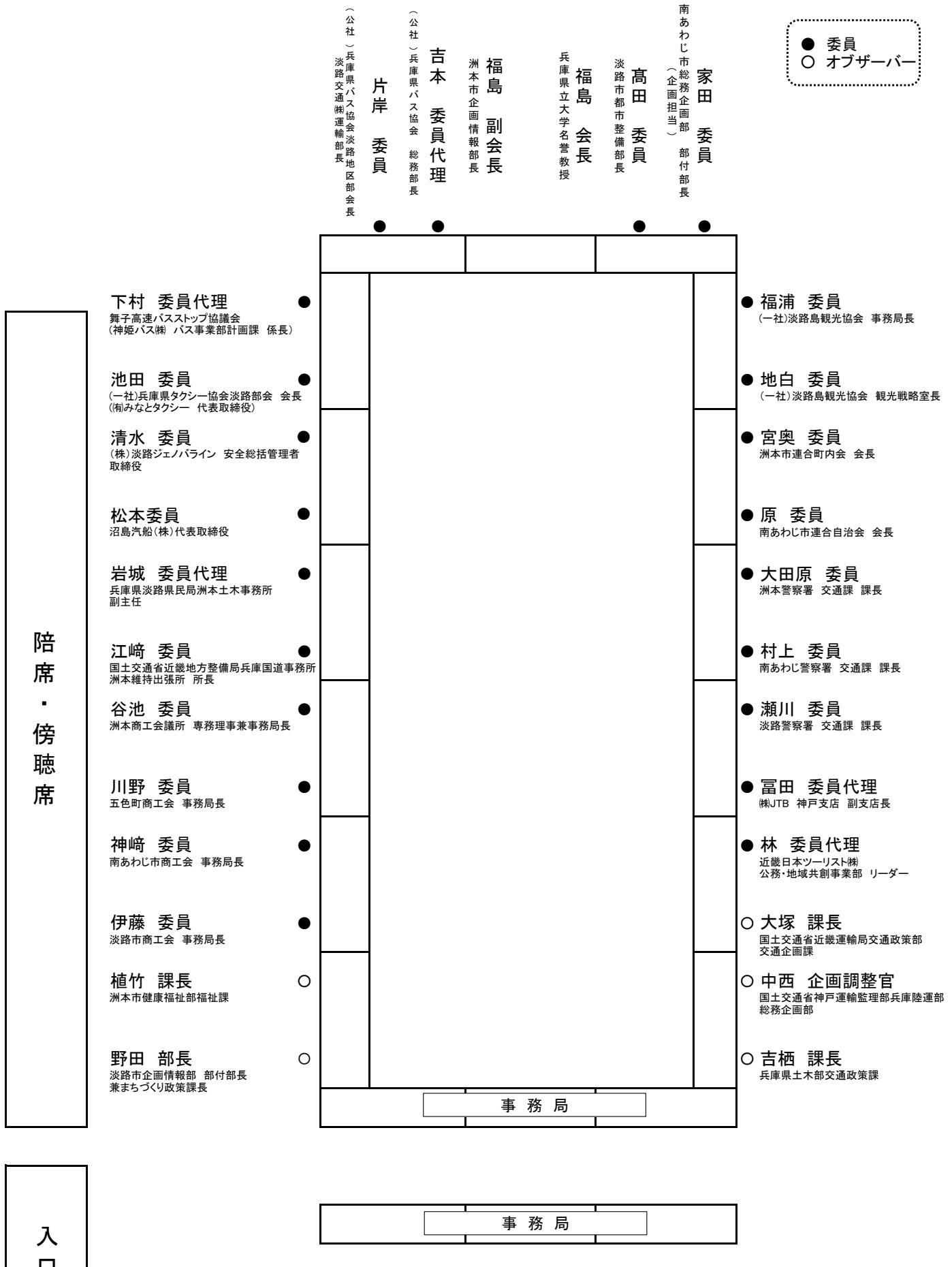
### 【委員】

区分	職名	氏名	備考
1	洲本市企画情報部長	福島 太	副会長
2	計画作成市 南あわじ市総務企画部付部長(企画担当)	家田 和幸	監事
3		高田 茂和	監事
4		新屋敷 昭一	【代理出席】 総務部長 吉本 道明
5	公共交通事業者 (公社)兵庫県バス協会 専務理事 (公社)兵庫県バス協会 淡路地区部会長 (淡路交通株) 運輸部 部長	片岸 章文	
6		前田 啓介	【代理出席】 バス事業部計画課 係長 下村 直大
7		池田 昌宏	
8		清水 紀晶	
9		松本 正也	
10	道路管理者 港湾管理者 兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 所長	勝野 真	【代理出席】 副主任 岩城 和輝
11		江崎 祐也	
12	商工団体 洲本商工会議所 専務理事兼事務局長	谷池 淳司	
13		川野 正統	
14		神崎 恭司	
15		伊藤 雅樹	
16	観光団体 (一社)淡路島観光協会 事務局長	福浦 泰穂	
17		地白 雅則	
18	住民代表 洲本市連合町内会 会長	宮奥 正一	
19		原 孝	
20		魚住 幸市	【欠席】 会長一任
21	公安委員会 洲本警察署 交通課長	大田原 秀幸	
22		村上 正浩	
23		瀬川 雅史	
24	学識経験者 兵庫県立大学 名誉教授	福島 徹	会長
25	観光有識者 株JTB 神戸支店 支店長	木崎 尚文	【代理出席】 副支店長 富田 紳一
26		松岡 一隆	【代理出席】 リーダー 林 富士雄

### 【オブザーバー】

	職名	氏名	備考
1	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課 課長	大塚 保洋	
2	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 総務企画部 企画調整官	中西 克之	
3	兵庫県土木部交通政策課 課長	吉栖 雅人	【陪席】 主任 長尾 文平
4	洲本市健康福祉部福祉課 課長	植竹 英樹	
5	南あわじ市総務企画部副部長(企画担当)兼ふるさと創生課 課長	中嶋 宏昭	【欠席】
6	淡路市企画情報部 部付部長兼まちづくり政策課長	野田 勝	

# 令和6年度 第2回淡路島地域公共交通活性化協議会 配席図



入口

事務局

## 淡路島地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、副会長の属する市に置く。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関する事。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る協議に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため必要な事項の協議に関する事。

### (組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 計画作成市関係部長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 港湾管理者又はその指名する者
- (5) 商工・観光団体の長又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者を代表する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長及び監事は、計画作成市の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

(1) 洲本市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条及び第8条、南あわじ市情報公開条例（平成17年条例第18号）第7条並びに淡路市情報公開条例（平成17年条例第15号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 会議の案件について、会長が急を要する事案又は軽微な事案と判断したものについては、書面にて協議することができる。

7 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
(傍聴)

第8条 傍聴を希望する者は、前条第5項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(報償及び費用弁償)

第9条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、副会長の属する市の交通政策担当課に置く。  
3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。  
4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成29年3月27日から施行する。なお、第5条第1項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、2年とする。

## 各運行系統の位置づけと確保維持の方針

位置づけ	系統	事業主体	確保・維持の方針
高速バスネットワーク	各高速バス路線	高速バス事業者各社	交通事業者の事業として一定以上の水準を確保することをめざす。
幹線	循環線	淡路市	島内の主要な幹線軸として、国の運行経費補助である <u>地域公共交通確保維持事業（幹線補助）</u> を活用し、持続可能な運行をめざす。
	縦貫線 (洲本BC～津名港)	淡路交通	
	縦貫線 (福良～洲本)	淡路交通	
準幹線	東浦北淡線	淡路市	幹線を補完する軸として、国の運行経費補助である <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、持続可能な運行をめざす。
	由良線	淡路交通	幹線を補完する軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	都志線	淡路交通	
	長田線	淡路交通	
	鳥飼線	淡路交通	
	中央循環線	南あわじ市	
	西循環線	南あわじ市	
	南北幹線	南あわじ市	
支線	北都観光周遊回り	淡路市	地域の移動を支える軸として、国の運行経費補助である <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、持続可能な運行をめざす。
	五色地域線	洲本市	地域の移動を支える軸として、需要に応じた適切な交通機関を導入し、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	鮎原線	本四海峡バス	
	南都観光周遊回り	淡路市	
	上灘・沼島線	洲本市	
	南循環線	南あわじ市	
	北循環線	南あわじ市	
	東循環線	南あわじ市	
	岩屋地域コミュニティバス	（株）恵美寿	
	長沢地域コミュニティバス	長沢コミバス 実行委員会	
	山田地域コミュニティバス	山田まちづくり協議会	
	灘地区自家用有償旅客運送	NPO法人 灘水仙の里	
航路	各航路	運行事業者各社	島内と島外や離島を結ぶ、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。

## 各運行系統の位置づけと確保維持の方針

位置づけ	系統	事業主体	確保・維持の方針
高速バスネットワーク	各高速バス路線	高速バス事業者各社	交通事業者の事業として一定以上の水準を確保することをめざす。
幹線	循環線	淡路市	島内の主要な幹線軸として、国の運行経費補助である <u>地域公共交通確保維持事業（幹線補助）</u> を活用し、持続可能な運行をめざす。
	縦貫線 (洲本BC～津名港)	淡路交通	
	縦貫線 (福良～洲本BC)	淡路交通	
準幹線	東浦北淡線	淡路市	幹線を補完する軸として、国の運行経費補助である <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、持続可能な運行をめざす。
	由良線	淡路交通	幹線を補完する軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	都志線	淡路交通	
	長田線	淡路交通	
	鳥飼線	淡路交通	
	中央循環線	南あわじ市	
	西循環線	南あわじ市	
	南北幹線	南あわじ市	
支線	北都観光周遊回り	淡路市	地域の移動を支える軸として、国の運行経費補助である <u>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）</u> を活用し、持続可能な運行をめざす。
	五色地域線	洲本市	地域の移動を支える軸として、需要に応じた適切な交通機関を導入し、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	鮎原線	本四海峡バス	
	南都観光周遊回り	淡路市	
	上灘・沼島線	洲本市	
	南循環線	南あわじ市	
	北循環線	南あわじ市	
	東循環線	南あわじ市	
	岩屋地域コミュニティバス	（株）恵美寿	
	長沢地域コミュニティバス	長沢コミバス 実行委員会	
	山田地域コミュニティバス	山田まちづくり協議会	
	灘地区自家用有償旅客運送	NPO法人 灘水仙の里	島内と島外や離島を結ぶ、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
航路	各航路	運行事業者各社	島内と島外や離島を結ぶ、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。

## 地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	系統	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線	循環線	<p>南側には島内の幹線である縦貫線、北側には明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、淡路市域を超える移動を担う島内において重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
	縦貫線 (洲本 BC ～ 津名港)	<p>南側には島内の幹線である縦貫線(福良～洲本 BC)、北側には島内の幹線である循環線が接続しており、島内移動の重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
準幹線	東浦 北淡線	<p>淡路市の東浦地域と北淡地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。東浦地域、北淡地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線もあります。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
支線	北部 観光 周遊 回り	<p>淡路市北部地域の観光拠点を結ぶ、主に観光に係る移動を担う路線となっています。一部、日常生活に係る移動にも利用されています。東浦地域、岩屋地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線もあります。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
	五色 地域線	<p>洲本市の洲本地域から五色地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。洲本地域で幹線である縦貫線(洲本 BC～津名港)に接続しており、縦貫線(洲本 BC～津名港)を補完する欠かせない路線もあります。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>

## 地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	系統	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線	循環線	<p>南側には島内の幹線である縦貫線、北側には明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、淡路市域を超える移動を担う島内において重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
	縦貫線 (洲本 BC～ 津名港)	<p>島内の南北を貫く幹線として、洲本 BC を境に南側には南あわじ市内の準幹線である中央循環線等が、北側には島内の幹線である循環線が接続しており、島内移動の重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
準幹線	東浦 北淡線	<p>淡路市の東浦地域と北淡地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。東浦地域、北淡地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線もあります。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
	北部 観光 周遊 回り	<p>淡路市北部地域の観光拠点を結ぶ、主に観光に係る移動を担う路線となっています。一部、日常生活に係る移動にも利用されています。東浦地域、岩屋地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線もあります。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>
支線	五色 地域線	<p>洲本市の洲本地域から五色地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。洲本地域で幹線である縦貫線(洲本 BC～津名港)に接続しており、縦貫線(洲本 BC～津名港)を補完する欠かせない路線もあります。</p> <p>一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。</p>

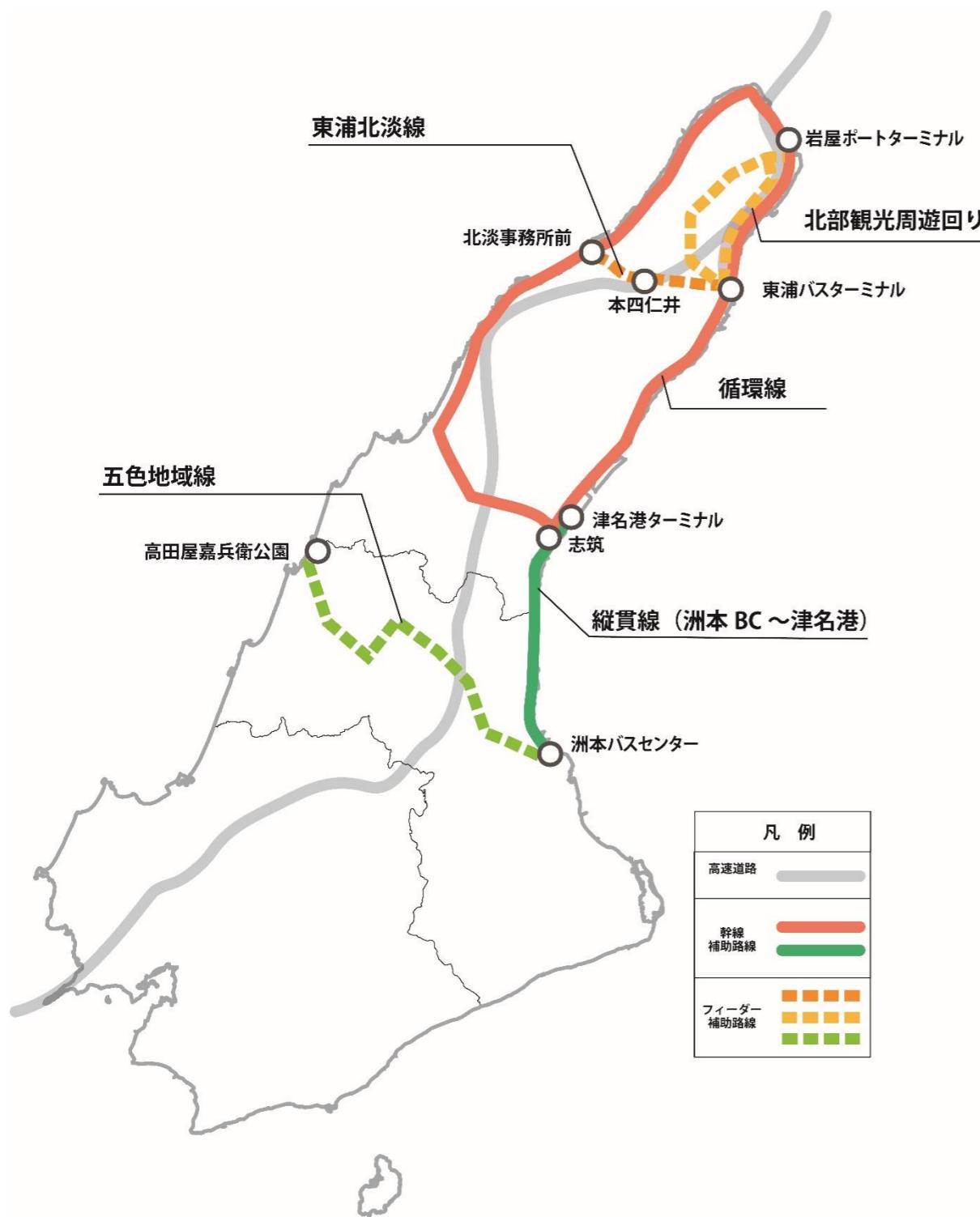
## 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

位置づけ	系統	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業活用
幹線	循環線	岩屋 PT	志筑	岩屋 PT	4条 乗合	路線定期運行	淡路市	幹線補助
	縦貫線 (洲本 BC～津名港)	洲本 BC	志筑	津名港	4条 乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
準幹線	東浦北淡線	東浦 BT	本四仁井	北淡事務所前	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
支線	北部観光周遊回り	岩屋 PT	東浦 BT	岩屋 PT	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
	五色地域線	洲本 BC	-	高田屋嘉兵衛公園	4条 乗合	路線定期運行	洲本市 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助

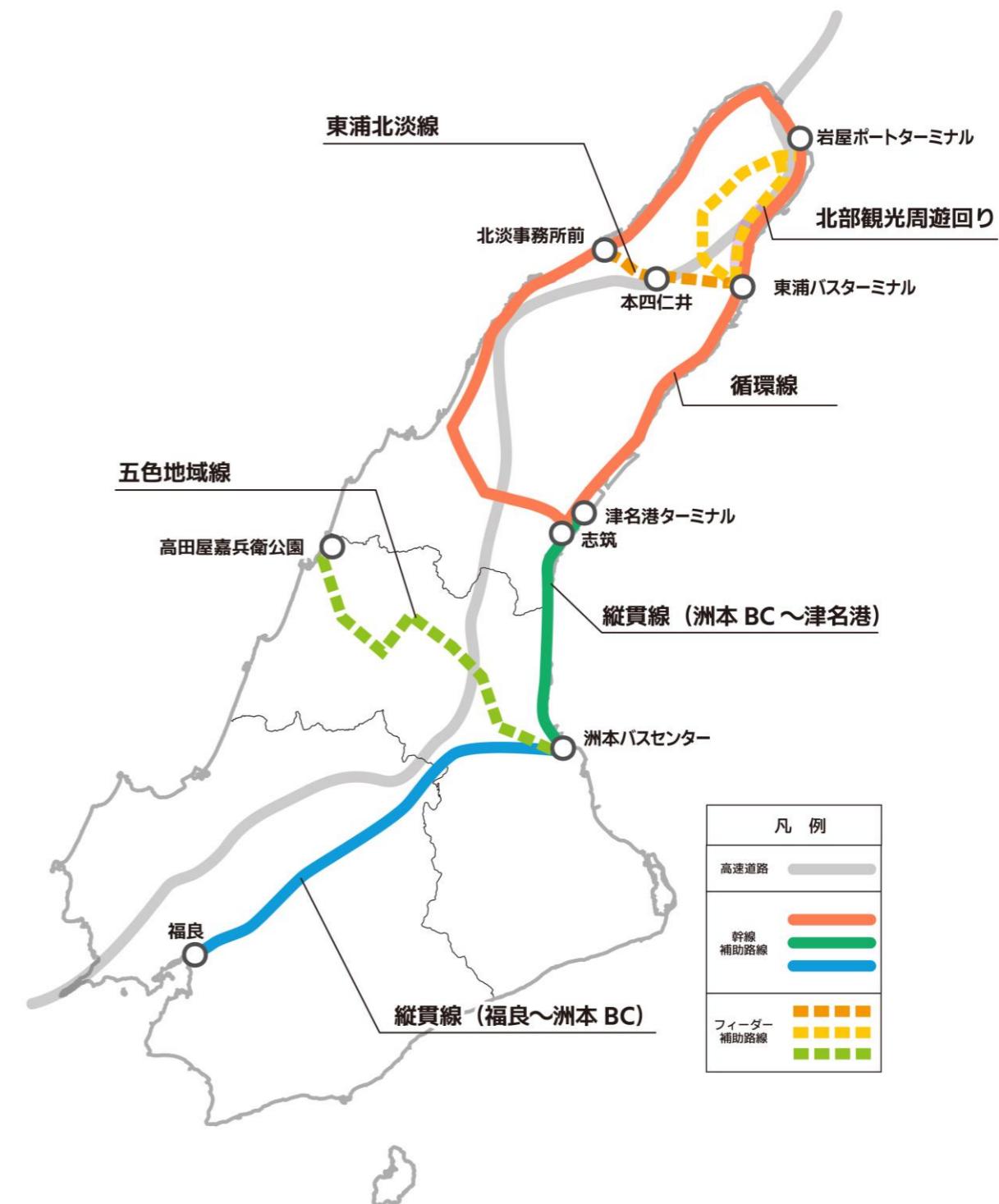
## 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

位置づけ	系統	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業活用
幹線	循環線	岩屋 PT	志筑	岩屋 PT	4条 乗合	路線定期運行	淡路市	幹線補助
	縦貫線 (洲本 BC～津名港)	洲本 BC	志筑	津名港	4条 乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
支線	縦貫線 (福良～洲本 BC)	福良	-	洲本 BC	4条 乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
	東浦北淡線	東浦 BT	本四仁井	北淡事務所前	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
支線	北部観光周遊回り	岩屋 PT	東浦 BT	岩屋 PT	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
	五色地域線	洲本 BC	-	高田屋嘉兵衛公園	4条 乗合	路線定期運行	洲本市 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助

## 地域公共交通確保維持事業対象路線



## 地域公共交通確保維持事業対象路線



## ■目標達成に向けた施策評価

### 協議 2

#### 目標 1 取組を推進していくための体制づくり

施策の方向性 1-1 3市による統一的な推進体制の構築	実施地域	R5以前	R6	R7以降
施策 1-1-1 ●統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向け検討	淡路市	協議	協議中	継続協議
	洲本市	協議	協議中	継続協議
	南あわじ市	協議	協議中	継続協議

#### 目標 2 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

施策の方向性 2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じた見直し	実施地域	R5以前	R6	R7以降	
施策 2-1-1 ●運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し	淡路市	あわ神・あわ姫バス	(観光路線)運行期間の拡大	(反時計回り路線)早朝便の運行	継続実施
		本四海峡バス	(鮎原線)ルート変更、停留所増設、ダイヤ変更	(鮎原線)ルート、ダイヤ、運賃の検討	継続実施
		淡路交通	(縦貫線(北)) -	(縦貫線(北))運賃低減、ルート変更	継続実施
	洲本市	洲本市コミバス	(上灘・沼島線)増便、ルート変更、停留所増設、ダイヤ変更、運賃低減、	継続中	継続実施
			(五色地域線)停留所増設、ダイヤ変更、運賃低減、	継続中	継続実施
		淡路交通	(都志線、鳥飼線、長田線)増便、ダイヤ変更、運賃低減	継続中	継続実施
			(縦貫線(南)、由良線)運賃低減	継続中	継続実施
			(縦貫線(北)) -	(縦貫線(北))運賃低減、ルート変更	継続実施
		本四海峡バス	(鮎原線)ルート変更、停留所増設、ダイヤ変更	継続中	継続実施
	南あわじ市	らん・らんバス	-	(全路線)ルート、ダイヤの検討	R7(全路線)再編
		淡路交通	(鳥飼線、長田線)増便、ダイヤ変更、運賃低減	継続中	継続実施
			(縦貫線(南))運賃低減	継続中	継続実施
施策 2-1-2 ●高速バスの地域内乗降の拡大	淡路市	(三ノ宮-西浦線)(北淡路西海岸)	継続中	継続実施	
	洲本市	(三ノ宮-西浦線)(かけはし号)	継続中	継続実施	
	南あわじ市	協議	(三ノ宮-福良線)オープン化	継続協議	

施策の方向性 2-2 市域を超えた移動環境の向上	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 2-2-1 ●市域を超えた路線の見直し	淡路市	あわ神・あわ姫バス	-	(岩屋洲本線)新設、洲本市域延伸	継続実施
		本四海峡バス	(鮎原線)ルート変更、停留所増設、ダイヤ変更	(鮎原線)ルート、ダイヤ、運賃の検討	継続実施
	洲本市	洲本市コミバス	(上灘・沼島線)南あわじ市域延伸	継続中	継続実施
		あわ神・あわ姫バス	-	(岩屋洲本線)新設、洲本市域延伸	継続実施
		本四海峡バス	(鮎原線)ルート変更、停留所増設、ダイヤ変更	(鮎原線)ルート、ダイヤ、運賃等の検討	継続実施
	南あわじ市	洲本市コミバス	(上灘・沼島線)南あわじ市域延伸	継続中	継続実施
施策 2-2-2 ●乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入	淡路市	あわ神・あわ姫バス	企画乗車券等の検討	企画乗車券等の検討	継続実施
	洲本市	洲本市コミバス	(五色地域線)回数券の淡路交通都志線との相互利用	継続中	継続実施
	洲本市	淡路交通	(都志線)定期券、回数券の洲本市コミバス五色地域線との相互利用	継続中	継続実施
	南あわじ市	らん・らんバス	(南北幹線)洲本市コミバスとの乗継割引	継続中	継続実施
施策の方向性 2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節点の充実	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 2-3-1 ●淡路IC、洲本ICの地域拠点としての整備及び淡路島南PAの地域拠点化の検討	淡路市	淡路IC	協議	協議中	継続協議
	洲本市	洲本IC	協議	協議中	継続協議
	南あわじ市	淡路島南PA	協議	協議中	整備の検討
施策 2-3-2 ●拠点における交通結節点機能の向上 施策 2-3-3 ●乗り換え案内・情報発信機能の統一	淡路市	広域拠点(岩屋PT)	整備中	整備中(R6年度完了予定)	整備の検討
		広域拠点(津名港)	整備の検討	整備の検討	整備の検討
		地域拠点(東浦BT)	整備の検討	整備の検討	整備の検討
		地域拠点(北淡IC)	整備の検討	整備の検討(上屋の修繕)	整備の検討
		地域拠点(郡家)	整備の検討	整備の検討	整備の検討
	洲本市	広域拠点(洲本BC)	計画設備は整備済	カーシェアリング整備	継続協議
		地域拠点(淡路島中SIC)	協議	協議中	継続協議
		地域拠点(洲本IC)	協議	協議中	継続協議
		地域拠点(五色BC)	協議	協議中	継続協議
	南あわじ市	広域拠点(陸の港西淡)	協議	カーシェアリング整備	整備の検討
		広域拠点(福良)	協議	カーシェアリング整備	継続協議
		地域拠点(パルティ)	協議	協議中	継続協議
		地域拠点(シーパ)	協議	協議中	継続協議
		地域拠点(淡路島南PA)	協議	協議中	整備の検討
		地域拠点(土生港)	協議	協議中	継続協議
施策 2-3-4 ●乗り継ぎ時間の短縮	淡路市	関係機関と協議		関係機関と協議	継続協議
	洲本市	協議		協議中	継続協議
	南あわじ市	協議		協議中	継続協議
施策 2-3-5 ●高速舞子BSの交通結節機能強化	神戸市	高速舞子BS、JR舞子駅、山陽電鉄舞子駅	協議	案内表示追加(入口、路面、エスカレーター)、ベンチ設置(4階)	設置完了

### 目標3 日常の移動手段の充実（通勤・通学、買物、通院）

施策の方向性 3-1 公共交通空白地における移動手段の確保	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 3-1-1 ●公共交通空白地における移動手段の導入	淡路市	岩屋地域	岩屋バンバンバスの導入	継続実施	継続実施
	淡路市	山田地域	ハピネス山田号(デマンドバス)の導入	継続実施	継続実施
	淡路市	長沢地域	長沢ミニバスの導入	継続実施	継続実施
	洲本市	上灘地域	洲本市コミバス上灘・沼島線導入	継続実施	継続実施
	洲本市	五色地域	洲本市コミバス五色地域線導入	継続実施	継続実施
	洲本市	大野・鮎屋地域	あつたか友愛バス導入	継続実施	継続実施
	洲本市	千草地域	チョイソコすもと実証運行	チョイソコすもと実証運行	検討中
	南あわじ市	灘地域	NPOによる自家用有償運送開始	継続実施	継続実施
施策の方向性 3-2 地域の状況に応じた移動手段の充実	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 3-2-1 ●地域の需要に応じた移動手段の導入	淡路市	－	地元説明、協議	デマンドバスの導入等説明、協議(2地区)	継続協議
	洲本市	－	協議	協議中	継続協議
	南あわじ市	－	協議	協議中	継続協議
施策 3-2-2 ●福祉サービスとの連携	淡路市	－	協議	協議中	継続協議
	洲本市	－	協議	協議中	継続協議
	南あわじ市	－	協議	協議中	継続協議

### 目標4 非日常の移動手段の充実（観光等）

施策の方向性 4-1 観光に対応した移動手段の充実	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 4-1-1 ●二次交通の充実	淡路市		(レンタサイクル)岩屋PT、東浦BT (レンタカー)民間事業者 (カーシェア)民間事業者	(レンタサイクル)岩屋PT、東浦BT、民間事業者 (レンタカー)民間事業者(4箇所) (カーシェア)民間事業者(4箇所)	継続実施
	洲本市		(レンタサイクル)洲本BC、高田屋嘉兵衛公園 (レンタカー)民間事業者 (定額タクシー)タクシー事業者 (カーシェア)－	(レンタサイクル)継続実施 (レンタカー)継続実施 (定額タクシー)継続実施 (カーシェア)市営駐車場	継続実施
	南あわじ市		(レンタサイクル)陸の港西淡、福良(2か所) (レンタカー)民間事業者 (カーシェア)民間事業者	継続実施	継続実施
施策の方向性 4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 4-2-1 ●空港等からの交通手段の充実	淡路市		(高速バス)関西国際空港、神戸空港、新神戸駅、徳島駅、JR京都駅	継続実施	継続実施
	洲本市		(高速バス)関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、新神戸駅、徳島駅、大阪駅、京都駅	継続実施	継続実施
	南あわじ市		(高速バス)関西国際空港、神戸空港、新神戸駅、京都駅、大阪駅、徳島駅、高松駅	バスタ新宿、東京駅、TDL追加	継続実施

## 目標5 持続可能な地域公共交通の実現

施策の方向性 5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaSの推進	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 5-1-1 ●総合的な地域公共交通情報の発信	淡路市	淡路島総合公共交通情報	あわじ足ナビ 冊子	あわじ足ナビ アプリ	継続実施
		バス乗換アプリ対応	協議	あわじ足ナビ アプリ	継続実施
		バスロケーションシステム	協議	あデジ	継続実施
	洲本市	淡路島総合公共交通情報	あわじ足ナビ 冊子	あわじ足ナビ アプリ	継続実施
		バス乗換アプリ対応	協議	あわじ足ナビ アプリ	継続実施
		バスロケーションシステム	協議	協議中	継続協議
	南あわじ市	淡路島総合公共交通情報	あわじ足ナビ 冊子	あわじ足ナビ アプリ	継続実施
		バス乗換アプリ対応	協議	あわじ足ナビ アプリ	継続実施
		バスロケーションシステム	協議	協議中	継続協議
施策 5-1-2 ●バスの統一的なナンバリング	淡路市	検討	バス停、路線のナンバリングの検討、実施予定	継続実施	
	洲本市	検討	協議中	継続協議	
	南あわじ市	検討	協議中	継続協議	
施策 5-1-3 ●キャッシュレス化の推進	淡路市	あわ神・あわ姫バス	バスモリ対応	PayPay対応、バスモリ対応	継続実施
		淡路交通	バスモリ対応	PayPay、はばたんPay、すもとPay対応 バスモリ対応	継続協議
	洲本市	洲本市コミュニティバス	PayPay対応	PayPay、イオンペイ対応	継続協議
		淡路交通	バスモリ対応	PayPay、はばたんPay、すもとPay対応 バスモリ対応	継続協議
	南あわじ市	らん・らんバス	PayPay対応	PayPay、イオンペイ対応	継続協議
		淡路交通	バスモリ対応	PayPay、はばたんPay、すもとPay対応 バスモリ対応	継続協議
施策 5-1-4 ●周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入	淡路市	あわ神・あわ姫バス	バス旅ひょうご(北淡路エリア)、花・食巡り切符 (淡路ジエノバライン株)	明石海峡・島たびバス(高速バス、高速艇のセット)、花・食巡り切符(2日間)の導入	継続実施
		淡路交通	—	企画乗車券の検討	継続検討
	洲本市	洲本市コミュニティバス	バス旅ひょうご(南淡路エリア)	継続実施	継続実施
		淡路交通	バス旅ひょうご(南淡路エリア) バス旅ひょうご(北淡路エリア) 深日洲本ライナー共通券	継続実施	継続実施
	南あわじ市	らん・らんバス	バス旅ひょうご(南淡路エリア)	継続実施	継続実施
		淡路交通	バス旅ひょうご(南淡路エリア)	継続実施	継続実施
		徳島空港線	企画乗車券	継続実施	廃止

施策の方向性 5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 5-2-1 ●地域公共交通の利用機会の創出	淡路市	バスの認知度向上	車両のラッピング、無料デーの実施	イベント等でPR、車両のラッピング、無料デーの実施	継続実施
		子どもや学生への働きかけ	高校生へ説明会の実施	高校生へ説明会の実施、グッズの作成	継続実施
		高齢者への働きかけ	免許返納サポート制度(3年)の実施	免許返納サポート制度(5年)の拡充	継続実施
		通勤における利用の働きかけ	ノーマイカーデー(職員)等の推進	ノーマイカーデー(職員)等の推進	継続実施
	洲本市	バスの認知度向上	乗車キャンペーンの実施	継続実施	継続実施
		子どもや学生への働きかけ	生徒への利用促進事業のお知らせ	継続実施	継続実施
		高齢者への働きかけ	乗車キャンペーンの実施	継続実施	継続実施
		通勤における利用の働きかけ	—	検討中	継続検討
	南あわじ市	バスの認知度向上	—	イベント時にEVバス展示	継続実施
		子どもや学生への働きかけ	—	コミバス内に小学生の絵画展示	継続実施
		高齢者への働きかけ	免許返納サポート制度(1年)の実施	継続実施	継続実施
		通勤における利用の働きかけ	職員ノーマイカーデー試行	—	—
施策 5-2-2 ●運転手確保のための支援	淡路市		運転手の勤務条件などを検討	運転手の勤務条件などを検討	継続実施
	洲本市		兵庫県取組の周知	検討中	検討継続
	南あわじ市		—	—	—
施策の方向性 5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進	実施地域		R5以前	R6	R7以降
施策 5-3-1 ●環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進	淡路市		検討	検討中	検討継続
	洲本市		検討	検討中	検討継続
	南あわじ市	EVバスの導入	検討	EVバス導入	継続運行
施策 5-3-2 ●新技術や新しい仕組みによる取組の推進	淡路市		検討	検討中	検討継続
	洲本市		検討	検討中	検討継続
	南あわじ市		検討	検討中	検討継続

## 淡路島地域交通計画評価指標(令和6年度版)

	指標	単位	目標値 2028(令和10年)	基準値	基準値 算定期間	目標値 令和6年度時点	目標値(令和6年度) 算定期間
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	532,000	635,458	R4.10.1～R5.9.30	635,458	R4.10.1～R5.9.30
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9	470.9	R3.10.1～R4.9.30	663.3	R4.10.1～R5.9.30
目標値3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12.1	12.1	兵庫のゆたかさ指標 (R4.8.19～R4.9.16)	13.5	兵庫のゆたかさ指標 (R5.7.3～R5.7.31)
目標値4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点	箇所	5	3	R.6.3.29時点	5	R7.1.21時点
目標値5	空港や新幹線駅からのバス路線設定状況	路線	7	6	R6.3.29時点	11	R7.1.21時点
目標値6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4	29.4	R3.10.1～R4.9.30	28.3	R4.10.1～R5.9.30

# 淡路島地域公共交通計画 概要版

## ■計画の目的

淡路島が将来にわたって地域の活力を維持していくためには、人々の暮らしや活動を支える地域公共交通ネットワークの形成と交通サービスの維持・改善が不可欠です。

淡路島においては地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、「淡路島地域公共交通活性化協議会」を設置し、2018（平成30）年3月に「淡路島地域公共交通網形成計画」を策定しました。網形成計画策定以降、課題解決に向けた様々な取組みを進めていますが、地域公共交通を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。このため、地域公共交通にかかわる各主体、すなわち、利用する地域の住民、サービスを提供する交通事業者、そして市をはじめとした行政等の関係者が、望ましい姿を再確認し、共有する必要があります。

今回策定する「淡路島地域公共交通計画」は、これらの望ましい姿を共有したうえで、それぞれの役割を再認識し、それぞれができるることを理解し、総合的に地域公共交通政策を展開していくための道しるべを示すことを目的としています。

## ■計画の位置づけ

本計画は淡路島にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものです。淡路島各市の総合計画や兵庫県の淡路地域ビジョン、その他のまちづくりや交通に関する計画と整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定めるとともに、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現をめざします。

## ■基本的な方針

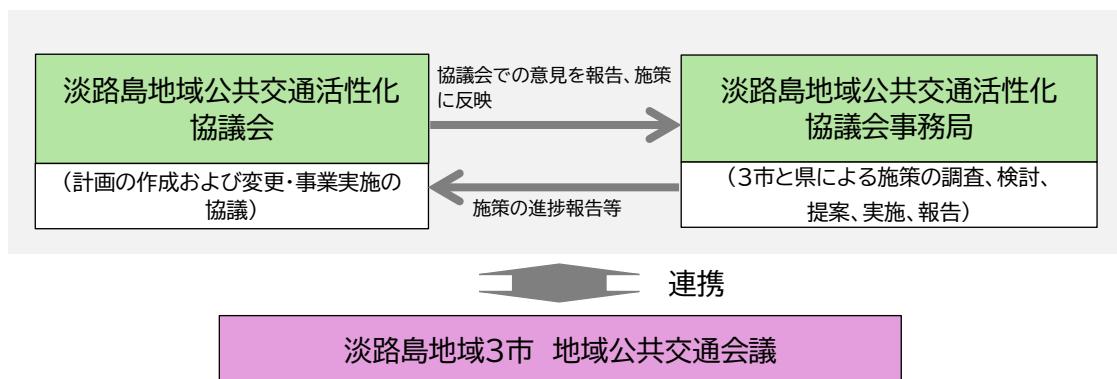
住民が安心して暮らし、地域内外の人々が交流する活気あふれる地域であるためには、誰も（住民、来訪者）がそれぞれの目的に応じて円滑に移動できる環境が必要です。その環境を実現し、将来にわたって維持するため、今後の人口減少、高齢者の増加、観光客の増加等に対応した、わかりやすく、使いやすい地域公共交通網の構築をめざします。

**誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現  
～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～**

## ■計画の推進体制

淡路島地域公共交通活性化協議会では、各事業主体の取組みや事業費、費用対効果など進捗状況の確認を行うとともに、計画に基づく施策の総合調整を行います。

事業主体間の連携や調整が必要な施策については、3市と県の交通政策担当課により構成する淡路島地域公共交通活性化協議会事務局において、施策の調査・検討、実施、検証等を行い、協議会に報告を行います。また、各市地域公共交通会議においては、本計画を踏まえ、施策・事業の推進を図ります。



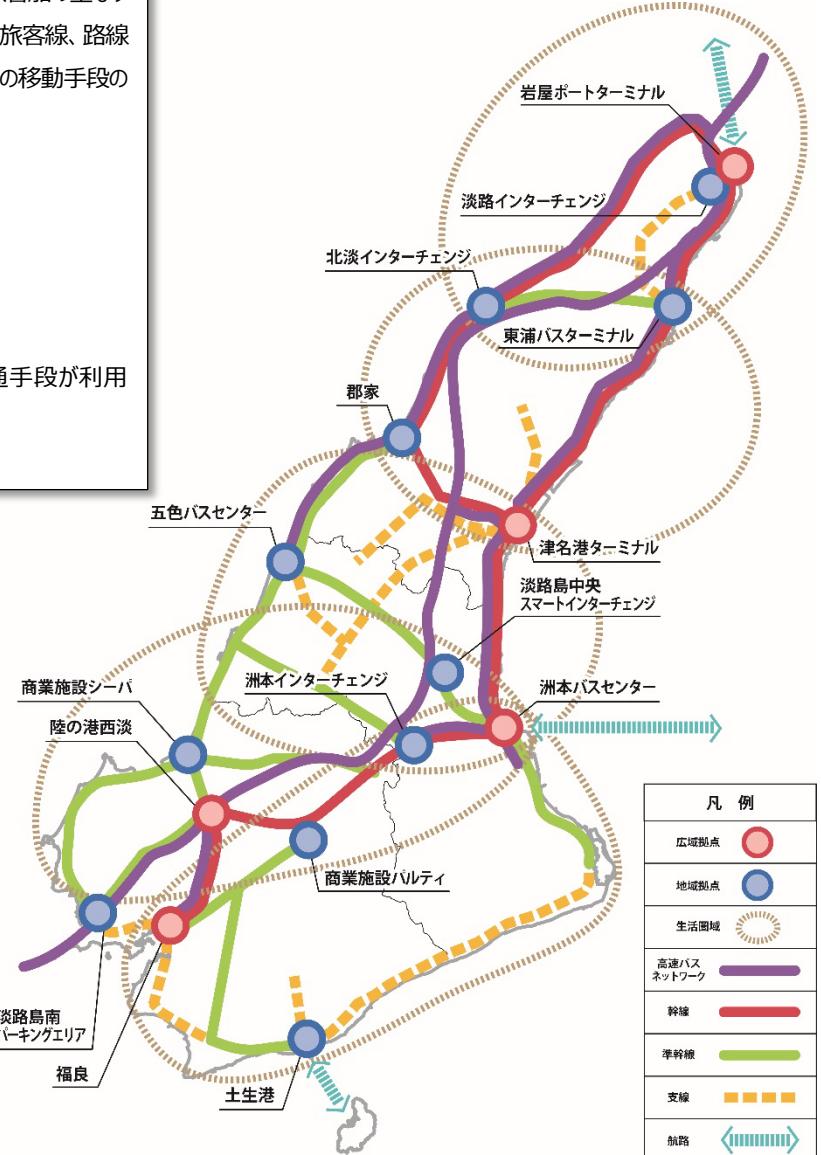
## ■地域公共交通ネットワークの将来像

地域公共交通ネットワークの将来像は、住民及び来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に対して、高速バスネットワークや幹線、準幹線、支線等が役割に基づく階層性をもち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な地域公共交通ネットワークをめざします。

- **広域拠点**：島外からの交通機関である高速バス、旅客船の主なターミナルで淡路島の玄関口。高速バス、旅客線、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動手段の乗換拠点。

  - ・ 乗り換え・観光・宿泊施設等の案内ができること
  - ・ 駐車場、駐輪場、タクシーベイが整備されていること
  - ・ 待合施設があること
  - ・ トイレがあること
  - ・ 券売所、案内所があること
  - ・ レンタサイクル、レンタカーなど多様なバス以外の交通手段が利用できること
  - ・ 飲食・物販機能があること

- **地域拠点**：高速バス、路線バス、コミュニティバス等、複数の移動手段の乗換拠点。
  - ・ 観光案内、交通案内等の表示があること
  - ・ 駐車場、駐輪場が整備されていること
  - ・ 上屋、ベンチがあること
  - ・ トイレがあること
  - ・ 自動販売機等の飲食機能があること



		ネットワークを担う 主な交通機関	役割
公共交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
	幹線	年間利用者数5万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
	準幹線	年間利用者数1万人以上、5万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
	支線	年間利用者数1万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
	その他	船舶	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。
		タクシー	幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

## ■目標達成に向けた施策

### 目標1 取組を推進していくための体制づくり

1-1 3市による統一的な推進体制の構築	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向け検討	行政		検討・調整〈可能なものから実施〉				

### 目標2 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	635,458 (2023(令和5)年)	532,000
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9 (2022(令和4)年)	470.9

2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じたネットワークの形成	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し	バス事業者、行政、淡路島観光協会		検討・調整〈可能なものから実施〉				
●高速バスの地域内の拡大	バス事業者、行政		検討・調整〈可能なものから実施〉				

2-2 市域を超えた移動環境の向上	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●市域を超えた路線の見直し	行政、バス事業者、淡路島観光協会		検討・調整		実施		
●乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入	行政、バス事業者		検討・調整〈可能なものから実施〉				

2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節機能の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●淡路インターチェンジ、洲本インターチェンジの地域拠点としての整備及び淡路島南パーキングエリアの地域拠点化の検討	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)		淡路 IC 検討・調整				
			洲本 IC 検討・調整				
			淡路島南 PA 検討・調整				
●拠点における交通結節機能の向上	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)		検討・調整〈可能なものから実施〉				
●乗り換え案内・情報発信機能の統一	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会	検討・調整		実施			
●乗り継ぎ時間の短縮	バス事業者、行政		ダイヤ改定にあわせて随時実施				
●高速舞子バスストップの交通結節機能強化	バス事業者、行政、本州四国連絡高速道路(株)			実施			

### 目標3 日常の移動手段の充実（通勤・通学、買物、通院等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度
目標値3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12 (2022(令和4)年)	12

3-1 公共交通空白地における移動手段の確保	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●公共交通空白地における地域内交通の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体			継続実施			

3-2 地域の状況に応じた移動手段の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●地域の需要に応じた移動手段の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体		検討・調整〈可能なものから実施〉				
●福祉サービスとの連携	行政、タクシー事業者、福祉事業者		継続実施				

#### 目標4 非日常の移動手段の充実（観光等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数	箇所	3 (2023（令和5）年)	5
目標値5	空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況	路線	6 (2023（令和5）年)	7

4-1 観光に対応した移動手段の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●二次交通の充実	バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、行政、地域の企業や団体		検討・調整〈可能なものから実施〉				

4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●空港等からの交通手段の充実	行政、バス事業者		検討・調整〈可能なものから実施〉				

#### 目標5 持続可能な地域公共交通の実現

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4 (2022（令和4）年)	29.4

5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaSの推進	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●総合的な地域公共交通情報の発信	行政、バス事業者、船舶事業者、淡路島観光協会、商工団体		継続実施				
●バスの統一的なナンバリング	行政、バス事業者、船舶事業者	検討・調整	実施				
●キャッシュレス化の推進	バス事業者、行政		検討・調整〈可能なものから実施〉				
●周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入	バス事業者、淡路島観光協会、行政		検討・調整〈可能なものから実施〉				

5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●地域公共交通の利用機会の創出	行政、バス事業者、住民、教育機関		継続実施				
●運転手確保のための支援	バス事業者、タクシー事業者、行政		継続実施				

5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政		継続実施				
●新技術や新しい仕組みによる取組の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政		検討・調整〈可能なものから実施〉				

2024（令和6）年3月  
淡路島地域公共交通活性化協議会